

福指第 752 号
令和 8 年 2 月 10 日

各居宅介護支援事業所 管理者 様
各介護予防支援事業所 管理者 様

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長
(在宅指導係)

暫定ケアプランの取扱いについて(通知)

暫定ケアプランの取扱いについて、別紙のとおり、流れやプランの記載例を示した「暫定ケアプランの取扱いについて」を作成しました。今後はこれに沿った運用をお願いいたします。

本通知に伴い、平成 18 年 5 月 1 日付 福岡市介護保険課長通知「暫定ケアプランの取扱いについて」は廃止します。

○ホームページ掲載箇所

福岡市ホームページ > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > 各種手続き・運営指導に関する事 > 基準に関する通知・事務連絡等

【URL】 https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/5-3_kanngaekata.html

【問い合わせ先】

福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課
在宅指導係
TEL : 092-711-4257